

令和5年10月5日

肝付町今後の学校の在り方検討委員会 会長 殿

肝付町教育委員会

### 肝付町今後の小・中学校等の在り方について（諮問）

令和2年度まで肝付町全体で1,000人を超えていた児童生徒の数は、今後10年も経たないうちに800人を切り、小・中・義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）の小規模化はさらに進むことが予想されます。

ある一定の規模を標準として様々な制度設計が行われている我が国の学校教育において、特に、小・中学校等は、単に教科等の知識や技能を習得するためだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場とされており、小・中学校等の設置者には、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や規模を主体的に検討することが求められています。近隣市町においても「学校規模適正化（学校再編）基本方針（以下「基本方針」という。）」を定めるなどし、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、小・中学校等の規模適正化の取組が進められているところです。

また、本町の小・中学校等の多くは概ね建築後50年を経過した校舎等を有しており、老朽化対策は急務であり、また、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化などにも取り組む必要があります。

以上のようなことから、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上を図るため、小・中学校等の規模の適正化や小規模化に伴う諸課題への対応策などを講じる必要があることから、肝付町今後の学校の在り方検討委員会設置条例（令和5年肝付町第20号）第2条に基づき、今後の小・中学校等の在り方について諮問します。

【参考】肝付町今後の学校の在り方検討委員会設置条例（令和5年肝付町第20号）抜粋（設置）

第1条 肝付町立学校（高山准看護学校を除く。以下「学校」という。）の教育効果の向上を図り、その規模及び配置等の適正化を調査審議するため、肝付町今後の学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の規模及び配置等の適正化を調査審議する。